

## ■ 公契約条例の概要

### 目的

公契約について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、県並びに受注者及び下請負者等の責務を明らかにすることにより、**適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図り**、もって地域経済の健全な発展及び県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 県の責務

県は、基本理念にのっとり、公契約を通じて適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図るため、**公契約の相手方の適切な選定及び公契約の適正な履行の確保のための必要な措置を講じなければならない。**

### 基本方針

#### (1) 社会的価値の勘案

**公契約の相手方の選定**に当たっては、適正な労働条件の確保**その他の社会的な価値の実現及び向上に**対する寄与の程度を勘案すること。

#### (2) 法令の遵守

公契約の履行に当たっては、受注者及び下請負者等に対し次に掲げる事項その他の法令の遵守を求ること。

ア 最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと。

イ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険に係る被保険者資格の取得に係る届出及び労災保険に係る保険関係成立の届出を行うこと。

## 公契約条例における「公契約・特定公契約」とは

公契約	特定公契約
県が発注する <b>建設工事の請負契約</b>	左記のうち 予定価格が <b>3億円以上</b> のもの
県が <b>業務を委託する契約</b>	左記のうち 予定価格が <b>3千万円以上</b> のもの (契約期間が6か月を超えるものに限る)
県と指定管理者との <b>公の施設の管理に関する協定</b>	左記のうち 委託料上限額が <b>3千万円以上</b> のもの

（※）

（※）次の業務のいずれかを含む内容のもの

- ア 県が管理する建物及び土地における**清掃業務、警備業務(機械警備業務を除く)、駐車場管理業務、受付業務、案内業務、宿泊直業務又は電話交換業務**
- イ 県が管理する建物において行う**給食の調理等の業務又は洗濯業務**

## 公契約条例における「社会的価値の勘案」とは

特定公契約の種類	評価時点	評価項目	評価項目の種類
建設工事の請負契約	業者格付け時	① ③（障害者雇用のみ） ④	① 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無 ② 女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況 ③ 障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況
業務を委託する契約	特定公契約の総合評価入札の評価時	①～⑦すべて	④ 保護観察対象者等の雇用の状況 ⑤ 環境に配慮した事業活動の状況 ⑥ 人権意識の向上に係る取組の状況
公の施設の管理に関する協定	特定公契約の公募に係る審査時	①～⑦すべて	⑦ 奈良県 S D G s 企業認証の有無

## 社会的価値の勘案（業務委託・指定管理）

### ■ 評価を受ける事業者がいずれかのコースを選択

#### 標準配点コース

##### 【評価方式】

- 各項目を個別に評価（女性活躍、障害者雇用、人権研修など）し、各項目ごとの要件を満たせば加点

##### 【加点方法】

- 各項目の積み上げ式による加点（最大12%）

#### 総合力評価コース

##### 【評価方式】

- 奈良県SDGs企業認証に加え、「労働環境の整備」及び「雇用機会の拡充」の取組をそれぞれ1つ以上を実施すれば加点

##### 【加点方法】

- 12%の一括加点

自社の得意分野を活かす！従来の評価項目

#### 標準配点コース

### 各項目（上限2%）を積み上げ、最大12%評価

1 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録	上限2%
2 女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況	上限2%
3 障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況	上限2%
4 保護観察対象者等の雇用の状況	上限2%
5 環境に配慮した事業活動の状況	上限2%
6 人権意識の向上に係る取組の状況	上限2%

SDGs企業認証でいっきに満点獲得！

#### 総合力評価コース

##### 下記の取組で12%満点評価

##### R7導入

##### 奈良県SDGs企業認証の取得（スタンダードorアドバンス）

+ 加えて下記①及び②を満たすこと

##### ① 労働環境の整備の取組 指定項目1つ以上

- ・ 社員・シャイン職場づくり推進企業の登録
- ・ えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんの認定
- ・ 女性活躍推進法等に基づく一般事業主行動計画の策定（策定義務がない事業者）

##### ② 雇用機会の拡充の取組 指定項目1つ以上

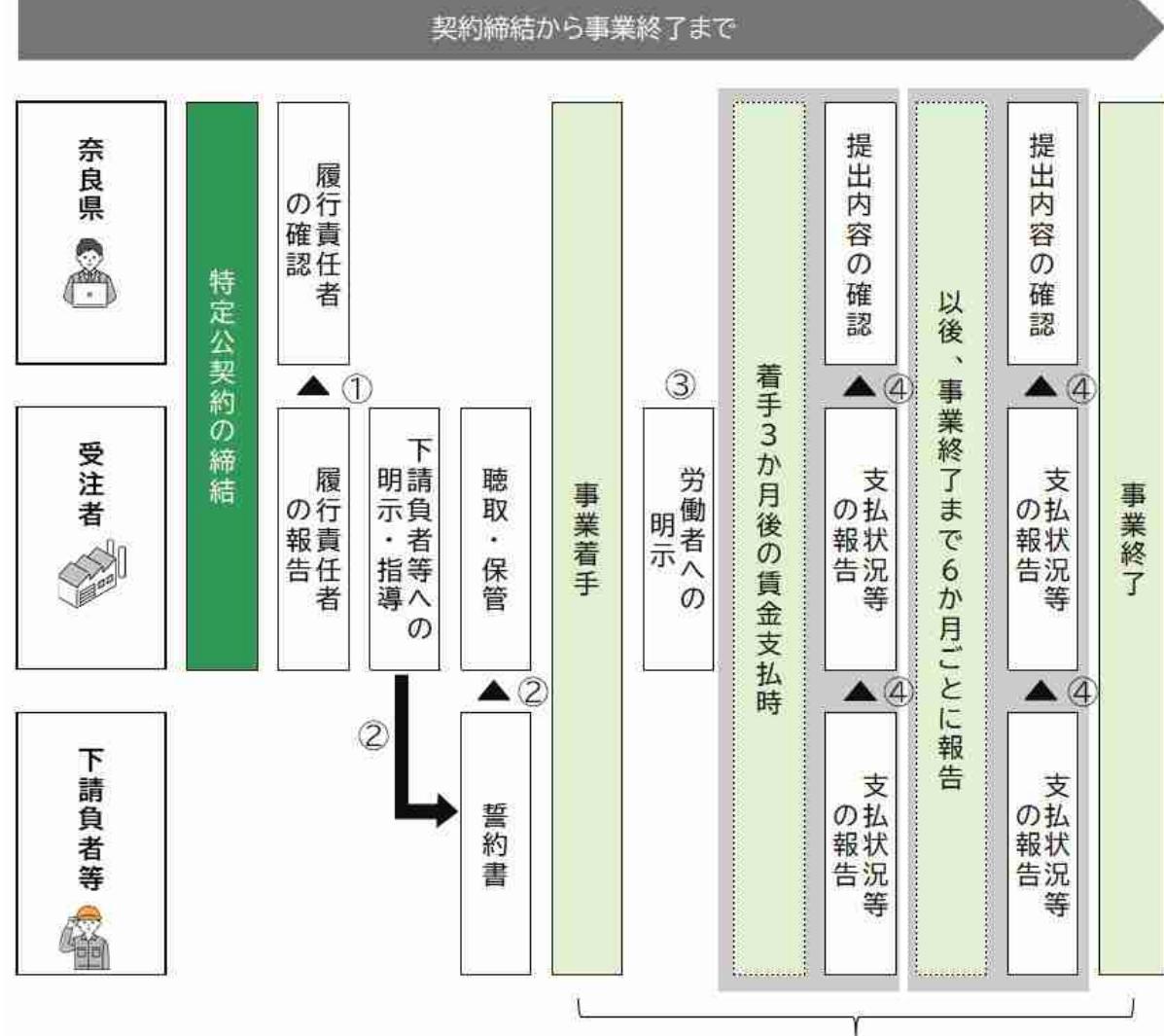
- ・ 障害者雇用率 [法定事業者]法定雇用率以上  
[その他の事業者]障害者の雇用あり
- ・ 保護観察中の者、更生緊急保護中の者の雇用

## 契約締結後に必要となる事務手続き

### 特定公契約を受注した場合の遵守事項

- 最低賃金、社会保険加入の遵守
- 条例に基づく受注者の手続き
- ① 履行責任者の選任・報告
- ② 特定下請負者等への明示及び指導
- ③ 特定労働者への明示
- ④ 定期の支払賃金等の報告
- ⑤ 疑義がある場合の説明等
- ⑥ 立入調査への協力
- ⑦ 必要な措置と結果報告

契約締結から事業終了まで



必要に応じて⑤・⑥・⑦

## 違反措置 等

### ■ 対象行為

- (1) 賃金支払・社会保険加入状況等の報告義務違反  
報告しない／虚偽報告
- (2) 立入調査への協力義務違反  
拒否・妨害 等
- (3) 必要な措置を講じた結果の報告義務違反  
報告しない／虚偽報告 等



### ■ 違反に対する措置等

#### | 措置

- 過料 5万円以下
- 入札参加停止措置 1か月又は3か月

※ ただし、下請負者等に係る内容については、受注者が指示や指導等の義務を適正に履行している場合は、措置を適用しない。  
※ 過料を科した場合は、情報提供としての公表を行う。

- 入札参加停止措置 1か月

※ ただし、下請負者が複数ある場合、下位の下請負者等に係る内容については、指示指導等の義務を適正に履行している場合は、上位の下請負者等には措置を適用しない。

#### | 評価への反映

上記の入札参加停止措置を受けた事業者については、業者格付け(建設工事)、総合評価(業務委託)又は公募に係る審査(指定管理)において、一定の減点を行う。

## 公契約審議会

知事の諮問に応じ、**公契約条例の運用方針その他重要事項**について調査審議する。

## 公契約執行適正化委員会

過料の適否その他の公契約条例に基づく**公契約の適正な履行の確保のための措置**について調査審議する。

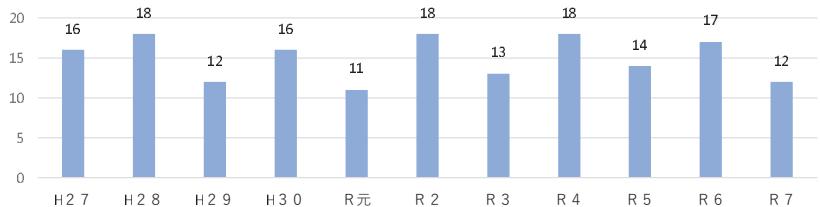
## これまでの取組状況

平成27年の条例施行以降、「適正な労働条件の確保」「社会的価値の実現及び向上」により地域経済の健全な発展及び県民福祉の向上を図る理念のもと、**社会的価値の評価基準を設定し、業者選定時等に取組を評価するとともに、事業者からの賃金報告等**を通じ、労働者の就労環境の改善に寄与してきた。

### 条例施行後の特定公契約締結 件数 <H27.4.1～R7.12.31>

#### 【建設工事】

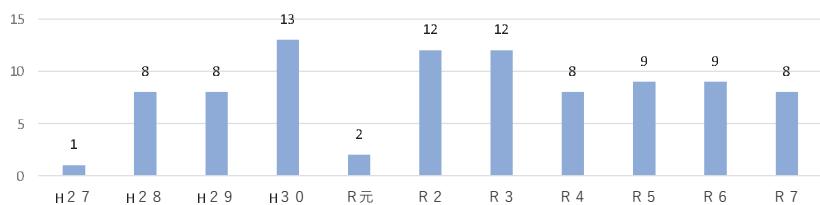
計 165 件



R7年については、上記の外8件予定あり

#### 【業務委託】

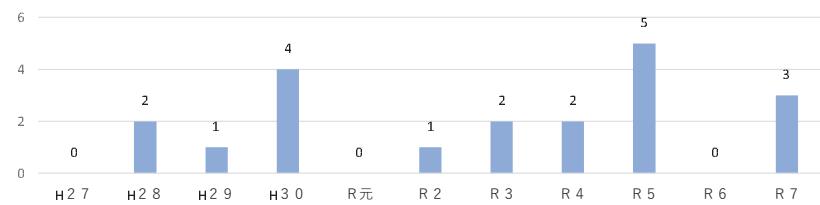
計 90 件



R7年については、上記の外2件予定あり

#### 【指定管理】

計 20 件



R7年については、上記の外予定なし

### 過去3年間の賃金支払報告の状況 <R4.4.1～R7.12.31>

#### 【事業者数／労働者数】

※ 数値は延べ数

- ・建設工事 681社／788人
- ・業務委託 90社／854人
- ・指定管理 29社／361人

賃金の支払状況について報告された  
全ての労働者について最低賃金及び社会保険  
ともに遵守されていることを確認しています。

## 過去3年間の 社会的価値の評価項目加点実績

<R4.4.1～R7.12.31>

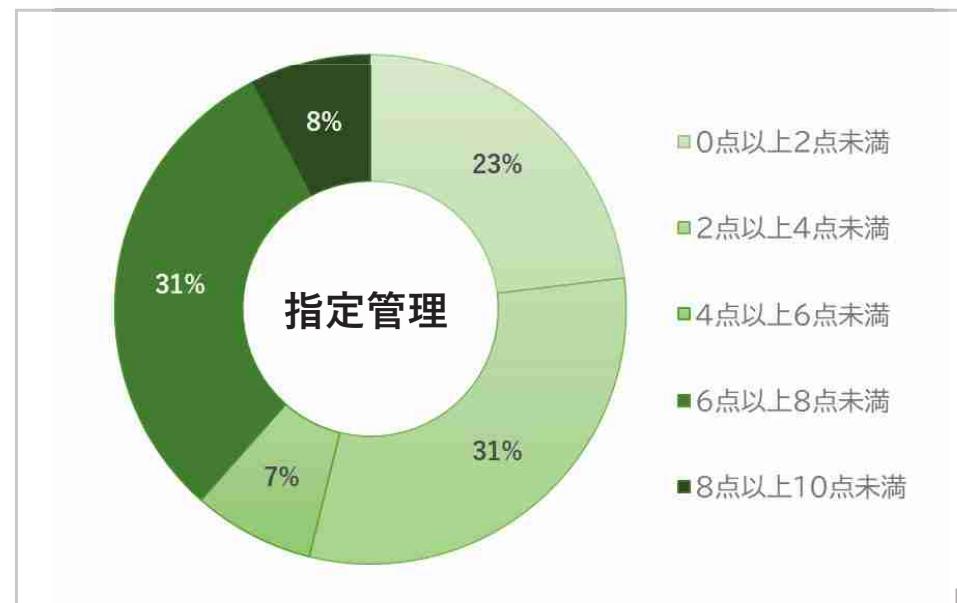
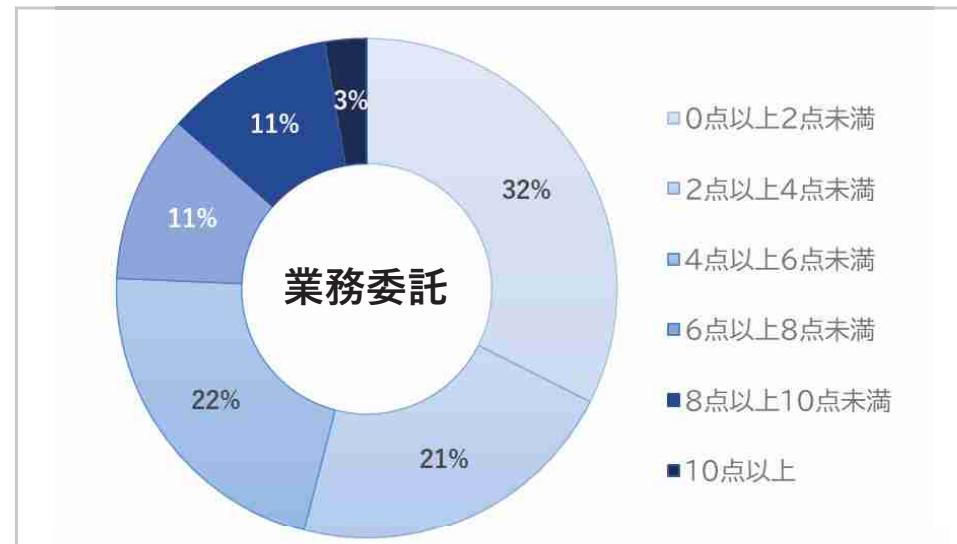
評価実施率は、対象契約のうち入札参加者(落札者に限らない)が加点を受けた項目の割合を示す。

評価項目	事業者選定での 評価実施率	
	業務委託	指定管理
社員・シャイン職場づくり推進企業の登録	50%	54%
女性の活躍・仕事と子育ての両立に係る取組		
1 なら女性活躍推進倶楽部の登録	16%	11%
2 えるぼし、くるみん等の認定	3%	0%
3 一般事業主行動計画の策定	21%	67%
障害者の雇用・促進に向けた取組		
1 障害者の雇用	50%	69%
2 障害者職場実習の受入	7%	44%
3 障害者就労施設等への調達・発注	10%	22%
保護観察対象者の雇用		
1 保護観察協力雇用主の登録	8%	8%
2 保護観察対象者等の雇用	0%	0%
環境マネジメントシステムの登録又は認証	48%	56%
人権研修の実施	29%	50%
奈良県SDGs企業認証(R7.10～)	100%	対象契約 なし

## 入札参加事業者の加点合計の分布

<R4.4.1～R7.12.31>

対象契約のうち入札参加者(落札者に限らない)が加点を受けた総得点の分布を示す。



## 改正制度説明会

### 奈良県公契約条例の改正制度説明会

時 ①5月21日(水) ②5月27日(火) **¥0無料**  
いずれも14時～15時(受付13時30分から)  
所 ①県郡山総合庁舎(大和郡山市)  
②県橿原総合庁舎(橿原市)

奈良県公契約条例の理念に基づき、社会的な価値の実現を推進するため、令和7年度から特定公契約の業者選定時に「奈良県SDGs企業認証」の取得者を加点評価する「総合力評価コース」の新設などを行います。これに伴い、制度の見直し内容についての説明会を開催します。

奈良県公契約条例を施行した平成27年以降、約10年ぶりに事業者向け説明会を実施しました。

2025年4月号 県民だより奈良 掲載

#### <その他広報>

- ・県入札参加資格（関連業種）を有する事業者への案内送付
- ・報道発表、奈良県会計局のホームページへの掲載、関係各課からの周知 等

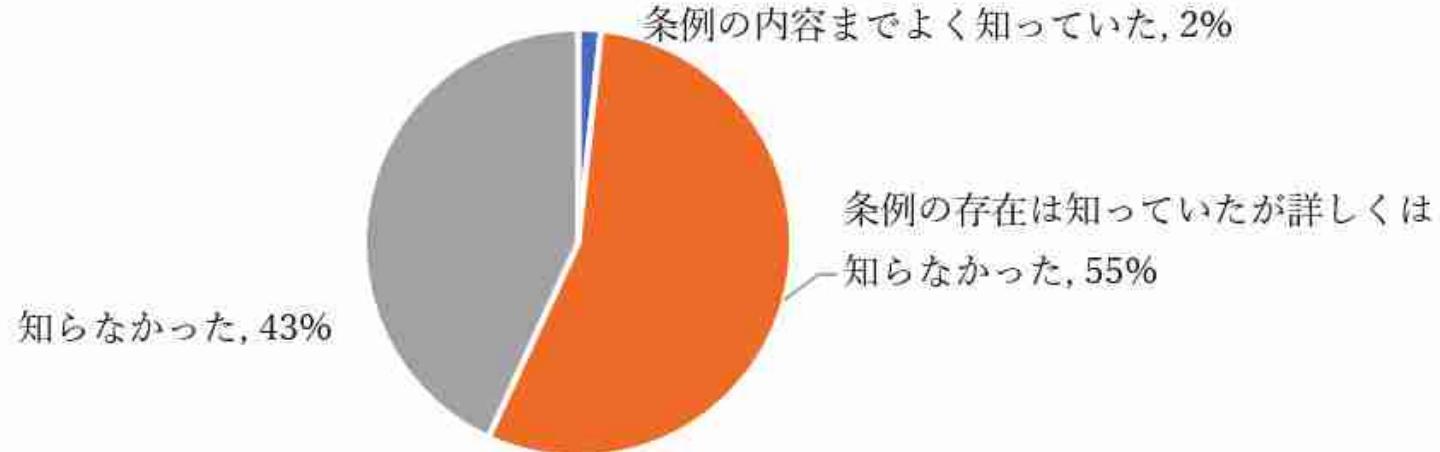
## アンケート回答状況

[第1回（郡山会場）] 説明会参加者 33名 : アンケート回答者 30名 (有効回答 91%)  
[第2回（橿原会場）] 説明会参加者 29名 : アンケート回答者 28名 (有効回答 97%)

2会場において多くの事業者にご参加いただき、奈良県公契約条例とともに、奈良県SDGs企業認証制度について説明しました。

Q：説明会参加前に公契約条例についてどの程度知っていましたか。

【有効回答数（N）=58】

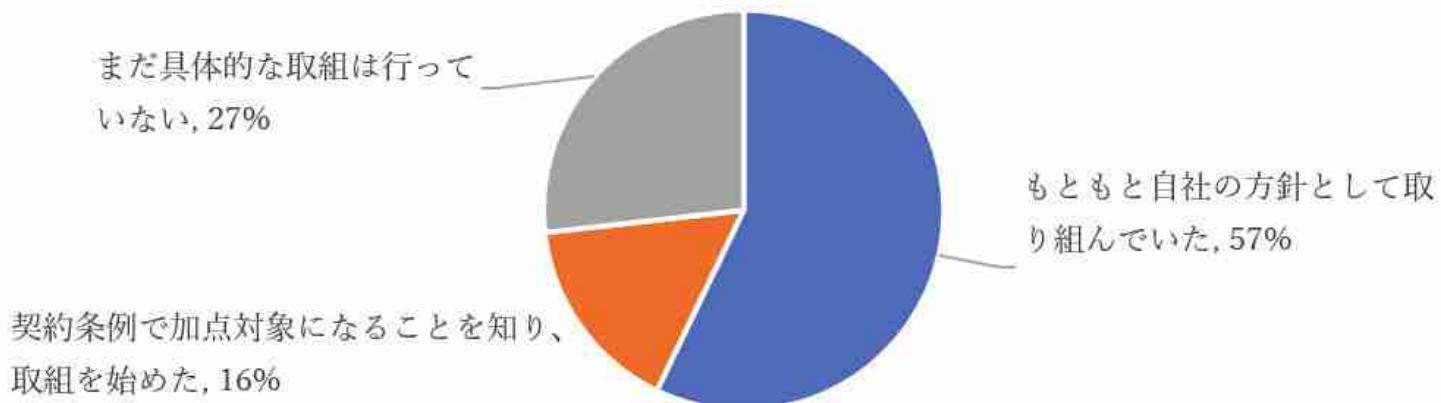


	回答数	割合 (%)
条例の内容までよく知っていた	1	2
条例の存在は知っていたが詳しくは知らなかった	32	55
知らなかった	25	43

これまで特定公契約条例の入札に参加いただいたことのある事業者だけでなく、条例についてご存じなかった事業者にも制度を知っていただく機会になりました。

Q：社会的価値に関する取組について、次のうちどれに該当しますか。

【有効回答数 (N) = 56】

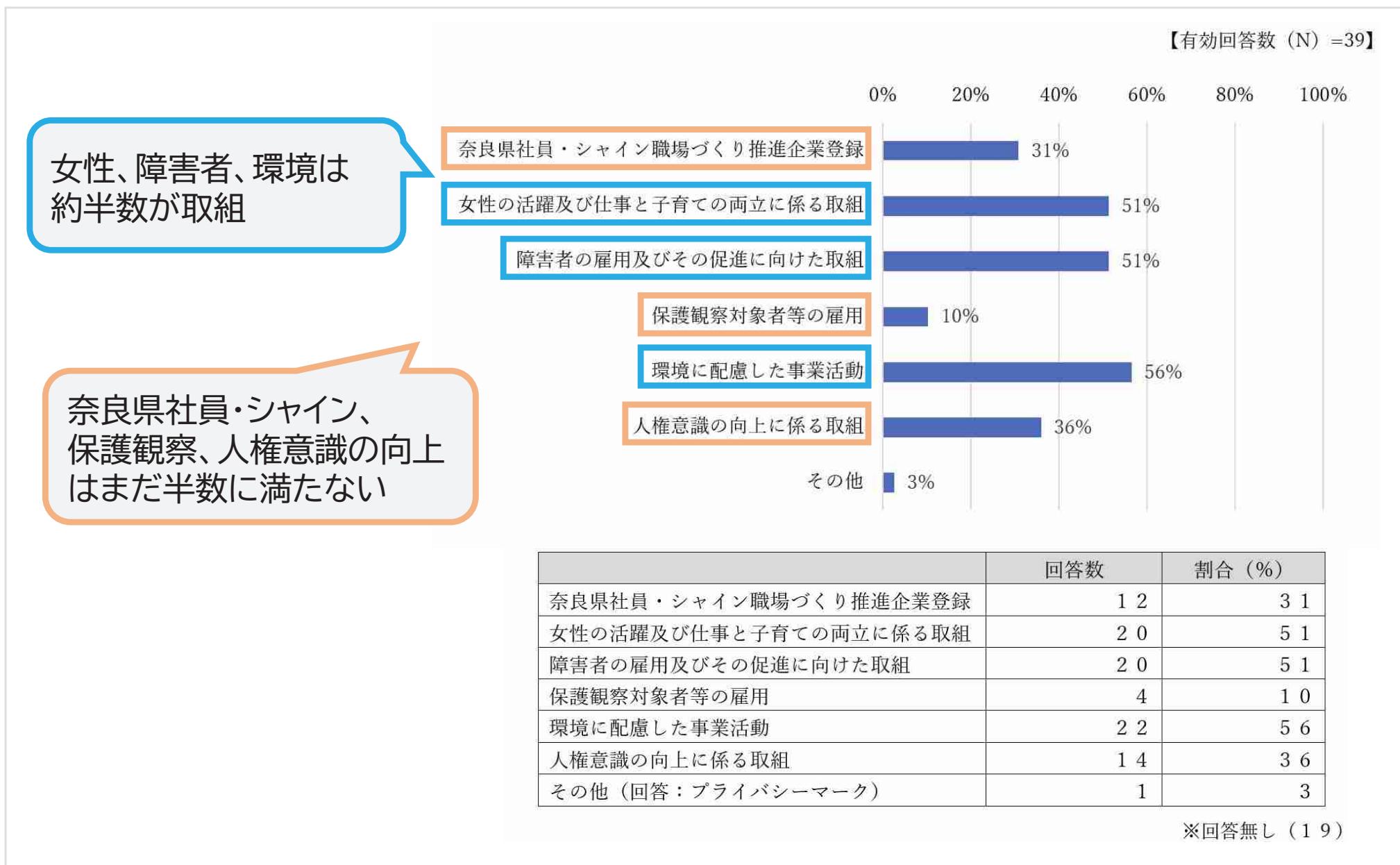


	回答数	割合 (%)
もともと自社の方針として取り組んでいた	32	57
公契約条例で加点対象になることを知り、取組を始めた	9	16
まだ具体的な取組は行っていない	15	27

※回答無し (2)

社会的価値についてもともと自社の方針として取り組んでいる事業者が半数強いる一方で、奈良県公契約条例を契機に取組をはじめた事業者も存在することが分かりました。

## Q：現在貴社で行っている社会的価値に関する取組

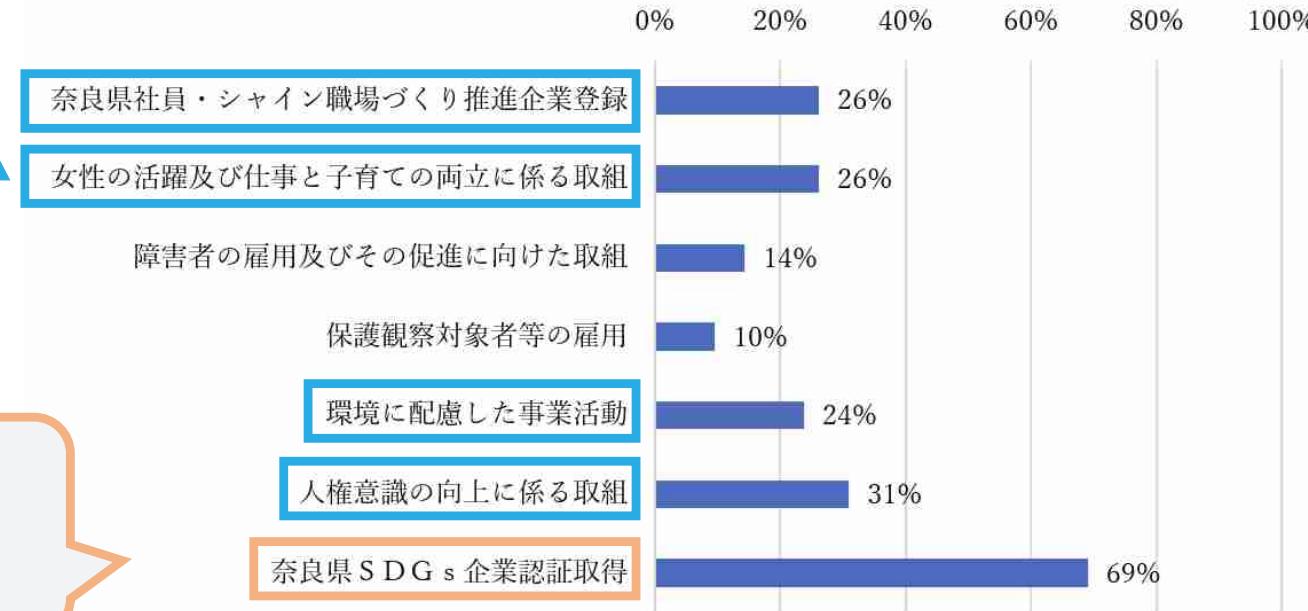


Q：本日の説明会を通じて、今後取り組もうと思った項目

【有効回答数 (N) =42】

奈良県社員・シャイン、  
女性、環境、人権意識  
の向上は約3割が意欲  
あり

SDGs企業認証取得は  
約7割が意欲あり



	回答数	割合 (%)
奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録	11	26
女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組	11	26
障害者の雇用及びその促進に向けた取組	6	14
保護観察対象者等の雇用	4	10
環境に配慮した事業活動	10	24
人権意識の向上に係る取組	13	31
奈良県SDGs企業認証取得	29	69

※回答無し (16)

令和7年10月から

	標準配点コース	総合力評価コース
評価方式	各項目を個別に評価(女性活躍・障害者雇用・人権研修など)し、各項目ごと要件を満たせば加点	奈良県SDGs企業認証に加え「労働環境の整備」「雇用機会の拡充」の取組を各1つ以上実施すれば満点加点
得点の上限	最大12%(積み上げ式)	12%(満たせば一括加点)
コース選択	評価を受ける事業者はいずれかのコースを選択(※コース間の重複加点はなし)	
活用イメージ	個別取組を積み上げて少しずつ加点を得る	SDGsに積極的な企業は認証取得で一気に満点加点が可能



社員・シャイン登録と障害者雇用で4%は取れてるけど、他の加点が難しい…。会社として他にも取り組んでいることはあるんだけどな。

SDGs企業認証  
を取得したら



環境にも取り組んでSDGs企業認証を取得！  
その結果、総合評価入札で満点の12%に！  
やってよかった、SDGs！

## 奈良県SDGs企業認証制度の目的

県内中小企業のSDGsに関する取組状況の「見える化」を図り、取引や雇用面での企業価値の向上を後押しすることを目的として、令和7年度より「奈良県SDGs企業認証制度」を創設。

## 奈良県SDGs企業認証制度の概要

- (1) 事業活動において、SDGs17ゴールに繋がる取組を「社会」「経済」「環境」の3分野から30項目設定
- (2) 外部有識者による審査会を設置し、企業の取組内容を審査
- (3) 企業の取組項目数に応じて、2段階で認証 | アドバンス認証(20項目以上)、スタンダード認証(10~19項目)
- (4) 認証企業に対し、関係機関と連携して「PR」や「資金」等の支援

認証対象者	中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する「中小企業者」
認証日	【R7年度】令和7年10月7日
認証期間	認証日から令和11年3月31日まで(※更新あり)

## 令和7年度の認証状況

アドバンス認証	65社・団体
スタンダード認証	57社・団体

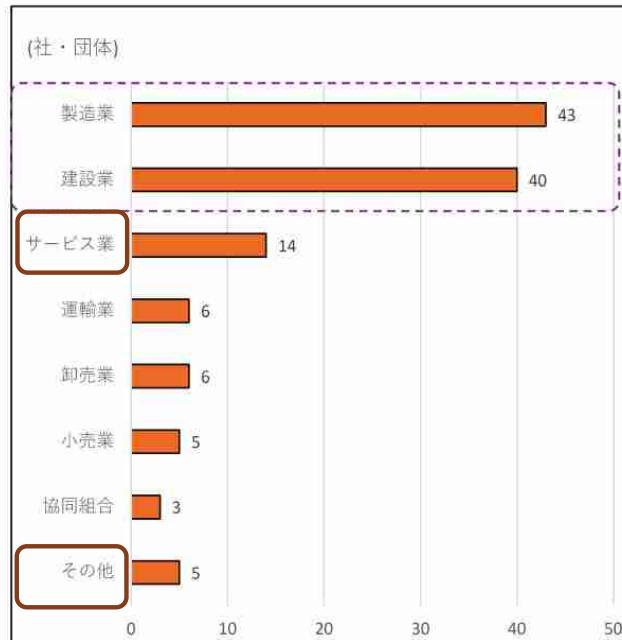
初年度である令和7年度は  
計122社・団体 が認証取得



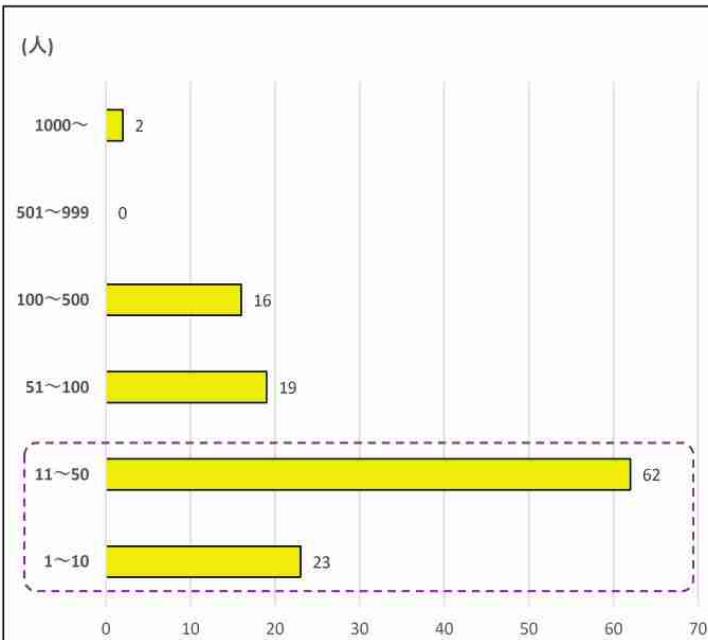
## 令和7年度認証取得企業の状況

令和7年10月7日産業部記者発表資料より

【業種別】



【従業員数別】



・製造業(43社)が最も多く、次いで建設業(40社)となつたが、サービス業(14社)のほか、小売業、卸売業、運輸業など様々な業種の企業等から申請をいただいた。

・50名以下の企業等からの申請が全体の70%となっており、比較的小規模な企業から多くの申請をいただいた。

## 奈良県公契約条例における社会的価値の勘案基準 「総合力評価コース」

対象事業 | 予定価格3千万円以上の業務委託または指定管理のうちいずれかの事業

- ア 県が管理する建物及び土地における清掃業務、警備業務、駐車場管理業務、受付業務、宿泊直業務又は電話交換業務
- イ 県が管理する建物において行う給食の調理等の業務又は洗濯業務

→ 令和7年度認証取得企業のうち、サービス業・その他が対象業種(今回認証を得た5社は過去に特定公契約締結の実績あり) 令和7年10月から「総合力評価コース」を開始したことから評価実績はまだないが、令和9年2月の見直しに向けて評価実施状況についても注視していく。

# 「社会的な価値の勘案基準」 改正内容

資料 3

## ■ 標準配点コース

\* 総合力評価コースは改正項目なし

分野	評価項目	評価内容	評価基準
労働環境の整備	1	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無	登録あり 登録なし
	2	① なら女性活躍推進俱乐部登録の有無 ※ 評価項目1との重複加算なし	登録あり 登録なし
	2	② えるばし、プラチナえるばし、トライくるみん、くるみん、 プラチナくるみんのいずれかの認定の有無	認定あり 認定なし
雇用機会の拡充	2	③ 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画の策定の有無	策定あり 策定なし
	3	① 雇用人数 法定事業者(常用雇用労働者数40.0人以上)の場合、 労働者数×法定雇用率(小数点以下切り捨て)との比較	雇用率が3.8%以上 <障害者雇用状況報告書⑬欄が3.8%以上の場合> 不足人数なし <障害者雇用状況報告書⑭欄が0の場合> 不足人数あり <障害者雇用状況報告書⑮欄に数値がある場合 (0.5人も含む)>
	3	その他の事業者(常用雇用労働者数40.0人未満)の場合、 障害者雇用の有無	障害者の雇用あり 障害者の雇用なし
	3	② 障害者職場実習の受入実績の有無	1回あたりの実施日数が3日以上の職場実習受入実績 あり 実績なし
	3	③ 障害者就労施設等への物品調達、業務委託等の発注実績の有無	年額10万円以上の発注実績あり 実績なし
その他社会的な価値の実現	4	① 協力雇用主登録の有無	登録あり 登録なし
	4	② 更生保護法48条に規定する保護観察中の者、又は同法85条に 規定する更生緊急保護中の者の雇用の有無	雇用あり 雇用なし
その他社会的な価値の実現	5	ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの 環境マネジメントシステムの登録又は認証の有無	登録又は認証あり 登録又は認証なし
	6	自社の従業員を受講対象とする人権研修の実施の有無	実施あり 実施なし

今回削除

# 令和8年度に向けた奈良県公契約条例における 社会的な価値の勘案基準の改正について

## 「なら女性活躍推進俱楽部の廃止」に伴う評価内容の削除

### 【評価内容】

- ▶ なら女性活躍推進俱楽部への「登録あり」、「登録なし」の2段階で評価を実施

### 【改正理由】

- ▶ 令和8年3月末をもって、同俱楽部が廃止されるため

< 今後のスケジュール >

1月	奈良県公契約審議会答申	
	社会的な価値の勘案基準の改正を改正し、庁内全所属に見直し内容を通知	
	特定公契約の受注対象となる事業者へ社会的な価値の勘案基準改正について通知 対象事業者:「Q1建物管理、Q7①給食、Q7⑪洗濯」で登録のある入札参加資格登録業者	
1月～3月	改正後の基準について事業者に周知 会計局ホームページへの掲載 等	
4月	4/1	社会的な価値の勘案基準を適用(なら女性活躍推進俱楽部の削除の新基準を適用) 適用日(R7.4.1)から公告等を行う特定公契約に該当する業務委託・指定管理に適用 (総合評価入札、プロポーザル方式、又は指定管理者の公募に係る落札者決定基準において適用)

# 「なら女性活躍推進俱楽部」を廃止します

## ぜひ「社員・シャイン職場づくり推進企業」への登録をお願いします!

こども・女性課 提供資料

これまで「なら女性活躍推進俱楽部」会員企業として、女性の活躍推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、令和7年度末をもって「なら女性活躍推進俱楽部」は廃止することとなりました。

「女性の職業生活における活躍の促進」のためには、男性の家事・育児参画の推進等、関係法規の遵守だけでなく、より一步進んだ性別にかかわらず働きやすい職場環境づくりが重要なため、より幅広い分野での取組を推進している「社員・シャイン職場づくり推進企業」への登録をお願いいたします。

既に「なら女性活躍推進俱楽部」として登録いただいている企業の皆様は、登録内容の一部が共通しているため、比較的スムーズに「社員・シャイン職場づくり推進企業」への登録を行うことが可能です。

なお、なら女性活躍推進俱楽部を対象に行ってきた、セミナー及び情報発信等については、引き続き「社員・シャイン職場づくり推進企業」を対象に実施します。

※令和8年度以降、「社員・シャイン職場づくり推進企業」へ登録いただくことで公契約条例における加点評価、有利な条件での県融資制度の活用等のメリットを引き続き受けることができます。

(「社員・シャイン職場づくり推進企業」への登録に必要な項目)

パワーハラスメント対策の実施、労働者に対する健康診断やストレスチェックの実施等の法定項目に加え、その他企業独自の取組(1項目以上)

企業独自の取組の例:女性が働きやすい環境整備としてテレワーク等の柔軟な働き方を認める制度、ノー残業デー等の導入など所定外労働時間を削減する制度 等



### 「なら女性活躍推進俱楽部」

(こども・女性課)

主な要件:女性の活躍推進に関する関係法令(育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法、男女雇用機会均等法)を遵守していること



### 「社員・シャイン職場づくり推進企業」

(人材・雇用政策課)

主な要件: 労働関係法令の遵守に加え、働きやすい職場づくりに関する法令で義務づけられていない取組、又は法令の基準を超える取組を行っていること

#### 移行スケジュール

R7.11月

社員・シャインへの  
登録意向確認

R7.12月

社員・シャインへの  
新規登録の申請、審査

R8.3.31

「なら女性活躍推進俱楽部」廃止

※更新方法等の詳細は、こども・女性課までお問い合わせください。